

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)

庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙少発第24号、丙生企発第62号  
丙地発第21号、丙保発第12号  
丙情対発第12号  
平成31年3月28日  
警察庁生活安全局長

少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）

少年は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすく、少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題であり、時代とともに変遷する有害環境を踏まえて、その浄化対策を的確に推進していくためには、警察の総合力を発揮することはもとより、関係機関・団体、地域住民等との連携協働を含めた総合的な対策を講ずる必要がある。

このため、各都道府県警察にあっては、下記のとおり、管内の実情に即した有効かつ適切な有害環境の浄化対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 記

### 1 基本方針

#### (1) 実態把握の徹底

あらゆる警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業等有害環境の動向に鋭敏な感覚を持って、実態の把握に努めること。

#### (2) 実情に即した重点的な指導取締り

それぞれの地域の実情に応じて、重点的かつ集中的な指導取締りを実施すること。

#### (3) 警察各部門の連携強化

警察のあらゆる機能が総合的に発揮できるよう関係部門の連携を強化すること。

#### (4) 関係機関・団体等との連携強化

関係機関・団体等との相互の連携体制を整備し、総合的な対策を推進するとともに、関係業界における少年の健全育成のための自主的措置を促進すること。

#### (5) 広報啓発の推進

各種広報媒体の活用により、有害環境の実態とその浄化の必要性を効果的に広報し、広く国民の理解と協力が得られるように努めること。

### 2 推進事項

次に掲げる事項を柱とした有害環境の浄化対策を推進し、少年の有害環境への接触を未然に防止する。

(1) スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

SNS等に起因する福祉犯被害等の実態把握に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネット利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）に対して課せられている保護者等へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯ISP等に要請する。また、保護者に対する広報啓発を推進するほか、児童の被害防止に関する情報等を学校へ提供するなどして、フィルタリング利用等の一層の促進を図り、少年による有害情報の閲覧、SNS等に起因する福祉犯被害等を防止する。

(2) 児童の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

児童を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、「リフレ」、「散歩」等と称して合法的な営業を装いながら、女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせるいわゆる「JKビジネス」営業等の実態把握に努め、これらの営業やスカウト、客引き行為等の取締りを徹底するなど、児童の性に着目した形態の営業等からの少年への有害な影響を排除する。

(3) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業実態の把握に努め、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について働き掛けるなど、店舗における善良な風俗環境を保持する。

(4) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請等を行い、有害な商品等の少年への供給を遮断する。

3 推進上の留意事項

推進に当たっては、管内の有害環境の実態及び自治体や地域住民の意見・要望を踏まえつつ、関係部門及び知事部局、教育委員会、学校、PTA、少年警察ボランティア等の関係機関・団体等との連携や、それぞれの役割分担に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

(1) スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

ア SNS等に起因する福祉犯被害等が後を絶たず、被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないという実態等があることから、啓発の効果が行き渡るよう、関係部門や関係機関・団体、携帯ISP等、SNS事業者等と連携の上、非行防止教室等において、具体的な被害事例を基に、インターネットの特性や危険性等について、効果的な広報啓発を推進すること。

イ インターネット利用の低年齢化傾向等も踏まえ、学校等と連携の上、進学・進級時における保護者説明会等の機会を活用し、保護者に対して、フィルタリング

に対する理解を広く浸透させ、フィルタリング利用の更なる促進を図ること。

(2) 児童の性に着目した形態の営業からの影響の排除

性風俗関連特殊営業や、いわゆる「JKビジネス」営業も次々とその形態を変えて現れている。

特に、これら営業のうち、営業所等を設けない無店舗型営業において、少年が性犯罪等の被害に遭う割合が高いことから、関係部門や関係機関・団体等と連携した児童の性に着目した形態の営業の実態把握、街頭活動、少年相談等を通じた幅広い情報収集に努め、取締りを徹底するとともに、実態解明の結果を踏まえ、課税通報等による犯罪収益の剥奪や行政処分の働き掛け等に努めること。

また、関係団体、地域住民等と連携して地域社会における環境浄化のための取組を推進し、有害環境浄化の気運を醸成すること。

更に、児童がこうした営業による被害に遭わないよう、学校等と連携した被害防止教育や広報啓発、相談窓口の周知活動を推進するとともに、性犯罪等の被害に遭った児童を発見した場合には、迅速な保護を図るほか、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、環境調整等の継続的な支援を実施すること。

(3) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

多くのインターネットカフェは24時間営業であり、少年の深夜利用が懸念されるほか、本人確認、少年の有害情報の閲覧防止措置等が徹底されていない店舗も多い。

また、カラオケボックスについても深夜営業の店舗が多く、外部から見えにくい個室もあるため、少年の飲酒・喫煙や福祉犯被害等も発生しているところである。

これらの現状を改善し、店舗における善良な風俗環境を保持するため、関係部門及び関係機関・団体等と連携の上、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請を行うほか、立入調査や夜間の補導活動を継続的に実施すること。

また、指導に応じない悪質な営業者に対しては、各種法令を適用した積極的な取締りを実施すること。

(4) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請しているところであるが、いまだそれらが徹底されていない店舗も散見される。

有害な商品等の少年への供給を遮断するため、店舗の営業実態、自動販売機の稼働状況等の実態把握に努めるとともに、営業者への指導、警告及び取締りを強化するほか、広報啓発の推進、条例の改正等への積極的な参画等、関係部門及び関係機関・団体等と連携した多角的な対策を講ずること。